

岩手県告示第 1003 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 名称 滝沢村加賀内銃猟禁止区域
- (2) 区域 岩手郡滝沢村地内の国道 282 号と東北縦貫自動車道との交点を起点とし、起点から国道 282 号を南東に進み村道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同村道を西に進み東北縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 2(1) 名称 盛岡市玉山区日戸銃猟禁止区域
- (2) 区域 盛岡市玉山区日戸地内の電話ケーブル線発電所線 77 号柱から 94 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 3(1) 名称 通岡銃猟禁止区域
- (2) 区域 大船渡市地内の電話ケーブル線大船渡・高田間市外ケーブル 118-1 号柱から 61 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 4(1) 名称 山田町荒神銃猟禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡山田町地内の町道わかき線と準用河川女川左岸との交点を起点とし、起点から町道わかき線を東に進み町道前須賀・タブの木荘線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに南東に進み民有林 17 林班と民有林 16 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み船越湾海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を西に進みさらに北に進み準用河川女川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 5(1) 名称 岩泉町沢中銃猟禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の電話ケーブル線岩泉・普代間市外ケーブル 5 号柱から 116 号柱までのケーブル線の両側 50 メートルの区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 6(1) 名称 岩泉町乙茂銃猟禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡岩泉町地内の町道乙茂線と下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡田野畑村の境界との交点を起点とし、起点から町道乙茂線を南西に進み民有林 249 林班及び 246 林班と民有林 247 林班及び 245 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み下閉伊郡岩泉町と下閉伊郡田野畑村の境界の交点に至り、同点から同境界を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 7(1) 名称 川井村タイマグラ銃猟禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡川井村地内の主要地方道紫波川井線と民有林 127 林班 2 及び 3 小班と民有林 127 林班 4 小班の境界との交点を起点とし、起点から主要地方道紫波川井線を南西に進み国有林三陸北部森林管理署 183 林班と民有林 123 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み緑資源幹線林道川井・住田線との交点に至り、同点から同緑資源幹線林道を南西に進みさらに東に進みさらに南西に進み国有林三陸北部森林管理署 182 林班と民有林 123 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林三陸北部森林管理署 182 林班い₆小班と国有林三陸北部森林管理署 182 林班い₅小班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国有林三陸北部森林管理署 182 林班い₆小班と国有林三陸北部森林管理署 183 林班わ₁小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み国有林三陸北部森林管理署 182 林班い₆小班及び 183 林班る₁小班

と国有林三陸北部森林管理署 183 林班わ₁ 小班の境界との交点に至り、同点から境界を北西に進み民有林 123 林班と国有林三陸北部森林管理署 183 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み民有林 125 林班と国有林三陸北部森林管理署 192 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み林道タイマグラ線との交点に至り、同点から同林道を東に進み民有林 127 林班 2 及び 3 小班と民有林 127 林班 4 小班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

8(1) 名称 二戸市村松銃猟禁止区域

(2) 区域 二戸市内の主要地方道二戸九戸線と一般県道二戸一戸線との交点を起点とし、起点から主要地方道二戸九戸線を東に進み市道穴牛線との交点に至り、同点から同市道を南へ進み農道末の松山線との交点に至り、同点から同農道を南へ進み二戸市と二戸郡一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み大崩崖との交点に至り、同点から大崩崖を北に進み一般県道二戸一戸線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで

9(1) 名称 一戸町奥中山高原スキー場銃猟禁止区域

(2) 区域 二戸郡一戸町地内の主要地方道葛巻安代線と町道一本松高森出ル町線との交点を起点とし、起点から主要地方道葛巻安代線を南西に進みさらに北西に進み二戸郡一戸町と岩手郡岩手町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み二戸郡一戸町と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み二戸郡一戸町と二戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み町道谷地屋敷線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道一本松高森出ル町線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで